

令和4年度 第1回 碧南市介護サービス運営協議会会議録

1 日時

令和4年9月27日（火） 午後1時30分～午後1時50分

2 場所

碧南市役所 2階 談話室1

3 出席者

(1) 出席者 三島博、大田康博、沢井智美、齋藤健、磯貝靖子（計5名）

(2) 事務局職員 健康推進部長 山田昌宏、高齢介護課長 鈴木美奈子、
高齢介護課課長補佐 杉浦洋子、
高齢介護課係長 石川基、高齢介護課主事 杉浦知樹（計5名）

4 傍聴者

0人

5 議題

介護予防・日常生活支援総合事業（予防専門型訪問サービス）事業所の新規指定について

6 議事録

【事務局】

開会の挨拶

【会長】

挨拶

【事務局】

議題の説明

【A委員】

すでに県が指定している訪問介護事業所では営業時間は24時間だが、今回新規指定の予防専門型訪問サービスでは9時から18時になっている。営業時間を分けるのか。

【事務局】

営業時間は、受付窓口で対応可能な時間を指しています。県の指定する訪問介護事業所と今回新規指定の予防専門型訪問サービスはどちらも、営業時間は9時から18時まで、サービス提供時間は24時間です。

【A委員】

訪問サービスのサービス計画は、ケアマネージャーが本人の状態や目標、家族の要望などを聞いて作成するケアプランに基づいて作成される。しかし、サービス付き高齢者向け住宅入居者のサービス計画は、施設主体で作成し、ケアプランとずれてしまうことがある。そのようにならないよう指導してほしい。

【事務局】

サービス付き高齢者向け住宅のサービス提供について、指導するように国からも通知がきています。運営事業者向け、ケアマネージャー向け、入居者のご家族向けの冊子も用意されている。冊子や運営規定に基づいた適切なサービス提供をするよう指導します。

【B委員】

事業所の平面図は、大半の部分がサービス付き高齢者向け住宅としての設備か。

【事務局】

その通りです。平面図のうち事務室と相談室のみが、今回新規指定の予防専門型訪問サービスの設備です。

【B委員】

今回新規指定の予防専門型訪問サービスを受けられる対象者は、サービス付き高齢者向け住宅の入居者だけか。

【事務局】

サービス付き高齢者向け住宅の入居者以外も利用できます。

【B委員】

コロナ感染対策で面会制限があるとのことだが、ケアマネージャーは、ケアプラン作成のためであっても施設に入れないのか。

【A委員】

先月施設に行ったときは、コロナ感染対策で会えなかった。本人と会わずにケアプランを作成している。

【B委員】

先ほどA委員が言ったようにしっかり指導していただきたい。

【事務局】

適切な運営をするよう指導します。

【C委員】

予防専門型サービスは、利用者にケアマネージャーの選択権がなく、担当地区の地域包括支援センターがケアプランを作成する。選択権がないことで、トラブルになりやすいことが予想される。適切なケアプランが作成できるように指導していただきたい。

【事務局】

適切な運営をするよう指導します。

【会長】

他にご意見、ご質問はございませんか。それでは、今回の新規指定の内容につきましては、特に問題ないということですので、この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議題終了

【事務局】

挨拶

終了